

2 改正内容

【教室等の環境に係る学校環境衛生基準】

	改正後	改正前
揮発性有機化合物の基準	○エチルベンゼン 370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm) 以下	○エチルベンゼン 3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下
揮発性有機化合物の測定方法	○ホルムアルデヒド ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着—溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィ—により測定する。 ○ホルムアルデヒド以外 固相吸着—溶媒抽出法、固相吸着—加熱脱着法—のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィ—/質量分析法により測定する。	○ホルムアルデヒド ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着—溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィ—により測定する。 ○ホルムアルデヒド以外 固相吸着—溶媒抽出法、固相吸着—加熱脱着法、容器採取法—のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ—質量分析法により測定する。